

諮問番号：令和6年度(2024年度)諮問第3号

答申番号：令和6年度(2024年度)答申第4号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

〇〇児童相談所長（以下「処分庁」という。）が行った児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第27条第1項第3号の規定に基づく施設入所措置処分（以下「本件処分」という。）に係る令和5年（2023年）8月31日付け審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人

審査請求人の子（以下「本件児童」という。）が帰宅したいと主張しているにもかかわらず、児童養護施設への入所措置処分となった。

処分庁は、生活困難、生活困窮と主張しているが、審査請求人は、生活には困っておらず、そのような状況にはない。本件児童に対する審査請求人からの暴力や本件児童の兄（以下「兄」という。）からの性加害等も含めて、関係者に対して、家庭事情等について適切な調査を行ったのか疑義がある。審査請求人が障がい者であることや男性であるという理由であれば差別によるものと考えられる。

家庭裁判所における審理手続や審判が適正に行われたのか疑義がある。

また、処分庁から特に話や連絡もなく、家庭裁判所の通知で事の成り行きを知り、不当としか考えられない。

よって、本件処分の取消しを求める。

#### 2 審査庁

本件処分に違法又は不当な点はないから、本件審査請求は棄却されるべ

きである。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 結論

本件審査請求には理由がないので、棄却されるべきである。

#### 2 理由

##### (1) 処分手続について

処分庁は、本件児童から、兄による性加害及び審査請求人からの暴言があるとの訴えにより、審査請求人からの心理的虐待及びネグレクトとして本件児童を一時保護した。本件児童は、一時保護当初から家庭復帰の意向を示す一方、現状での家庭復帰には審査請求人及び兄からの虐待行為の再発に不安や恐怖感を示していたことが認められる。

審査請求人と兄は、一時保護後の処分庁との面接において、本件児童の訴える虐待行為を否認している。また、居住していた〇〇市の児童福祉部門もこれまで審査請求人に対して指導を行ってきたが、改善されなかった。こうしたことを踏まえると、審査請求人及び兄が、本件児童にとって安心安全な養育環境を整えることは期待できないとして、処分庁は児童養護施設への入所が適当と判断したが、審査請求人が反対の意向を示した。

そのため、処分庁は家庭裁判所に対して、〇〇年〇〇月〇〇日付けで法第28条第1項の規定により本件児童を里親に委託すること又は児童養護施設に入所させることの承認を求める申立てを行い、家庭裁判所は、同年〇〇月〇〇日付けで、当該申立てを承認する審判を行っている。

処分庁は上記家庭裁判所の承認を踏まえ、法第27条第1項第3号の規定により本件処分を行った。

以上のことから、本件処分は法令等の定めに則って適切に行われたものと認められる。

##### (2) 処分理由について

本件処分に係る児童措置決定通知書によれば、入所の理由は「家庭養護困難」とされている。

上記（１）に記載のとおり、処分庁が、審査請求人及び兄により本件児童の安心安全な養育環境を整えることが期待できないと判断し、家庭裁判所が、審査請求人に本件児童を監護させることは「著しく当該児童の福祉を害する場合」に該当すると判断し、法第２８条第１項の規定による処分庁の申立てを承認する審判を行ったことを踏まえ、処分庁は、本件処分を行ったものである。

そのため、本件処分は、審査請求人が主張しているような、生活に困っているかどうか、審査請求人に障がいがあることや男性であるという理由に基づくものとは認められない。

### （３）処分に至るまでの説明について

審査請求人は、処分庁から特に話や連絡もなく家庭裁判所の通知で事の成り行きを知り、不当としか考えられないと主張しているが、〇〇年〇〇月〇〇日及び同年〇〇月〇〇日に、処分庁は、審査請求人及び兄と面接を行っている。その際、審査請求人は、処分庁から、一時保護の理由や本件児童をすぐには自宅に返すことができない理由について説明を受け、同年〇〇月〇〇日の面接時には、児童養護施設への入所に同意が得られなければ、家庭裁判所に対し、法第２８条第１項の規定による申立てを行う旨の説明を受けている。その後、処分庁は、審査請求人から同意を得られなかったため、家庭裁判所に対して同項の規定による申立てを行ったものであり、処分庁から特に話や連絡もなく家庭裁判所からの通知で初めて事の成り行きを知ったという審査請求人の主張は認められない。

## 第４ 調査審議の経過

令和６年（２０２４年） ９月２０日 審査庁から諮問

１０月１５日 第１回審議

１１月 ５日 第２回審議

## 第５ 審査会の判断

### １ 本件審査請求に係る審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

## 2 本件処分の適法性及び妥当性

### (1) 法令等の規定について

法第25条第1項では、「要保護児童を発見した者は、これを(略)児童相談所に通告しなければならない。」とされ、法第26条第1項では、「児童相談所長は、第25条第1項の規定による通告を受けた児童(略)について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。」とされ、同項第1号では、「次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。」とされている。

法第27条第1項では、「都道府県は、前条第1項第1号の規定による報告(略)のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。」とされ、同項第3号では、「児童を(略)里親に委託し、又は(略)児童養護施設(略)に入所させること。」とされている。

一方で、法第27条第4項では、「第1項第3号(略)の措置は、児童に親権を行う者(略)があるときは、(略)その親権を行う者(略)の意に反して、これを採ることができない。」とされているところ、法第28条第1項では、「保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第27条第1項第3号の措置を採ることが児童の親権を行う者(略)の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。」とされており、同項第1号では、「保護者が親権を行う者(略)であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。」とされている。

なお、法第32条第1項では、「都道府県知事は、第27条第1項(略)の措置を採る権限(略)の全部又は一部を児童相談所長に委任することができる。」とされており、これを受けて、熊本県児童福祉法施行細則(昭和43年熊本県規則第34号)第2条第2項では、「児童相談所長に次の事務を委任する。」とされ、同項第4号では、「法第27条第1項の規定により、児童又はその保護者への訓戒等又は指導等、里親等への委託又は施設への入所の措置等を採ること。」とされ、同項第8号では、「法第28条第1項から第3項までの規定により、保護者の児童虐待等の場合に

おける里親への委託等の措置を採ること。」とされている。

(2) 本件処分に至る手続について

処分庁は、法第33条の規定による一時保護を行っていた本件児童について、家庭復帰は困難であり、里親に委託すること又は児童養護施設に入所させることが適当と判断し、〇〇年〇〇月〇〇日、法第27条第4項の規定により、親権を行う者である審査請求人に同意を求めたところ、同意は得られなかった。

そのため、〇〇年〇〇月〇〇日、処分庁は、法第28条第1項第1号の規定により、管轄裁判所である〇〇家庭裁判所〇〇支部に対し、本件児童を里親に委託すること又は児童養護施設に入所させることの承認を求める申立てを行った。

〇〇年〇〇月〇〇日、当該家庭裁判所は、審査請求人に本件児童を監護させることは「著しく当該児童の福祉を害する場合」に該当するとし、処分庁が本件児童を里親に委託すること又は児童養護施設に入所させることを承認する審判（以下「本件審判」という。）を行った。

本件審判に対し、審査請求人は即時抗告を行わなかったため、〇〇年〇〇月〇〇日に本件審判は確定し、処分庁は同日付けで本件処分を行っており、本件処分に至る一連の手続について、違法又は不当な点はない。

(3) 処分庁が「家庭養護困難」と判断したことについて

処分庁は、本件処分に係る児童措置決定通知書（〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号）において、処分理由（入所の理由）を「家庭養護困難のため」としている。

審査請求人は、本件児童の一時保護後の処分庁との面接において、本件児童の訴える本件児童に対する審査請求人からの暴力及び兄からの性加害について否定した。また、処分庁からの家庭養護環境の改善に向けた協議の提案についても、拒否する意向を示した。

このため、処分庁は、上記(2)のとおり、〇〇家庭裁判所〇〇支部の「審査請求人に本件児童を監護させることは『著しく当該児童の福祉を害する場合』に該当する」とした本件審判が確定したことを受けて、「家庭養護困難」のため、本件児童の家庭復帰は困難と判断し、本件処分を行

っている。

したがって、本件処分は、審査請求人が主張しているような、生活に困っているかどうか、審査請求人に障がいがあることや男性であるという理由に基づくものとは認められず、処分庁が「家庭養護困難」と判断したことについて、違法又は不当な点はない。

#### (4) 本件審判に対する主張について

審査請求人は、本件審査請求において、〇〇家庭裁判所〇〇支部による審理及び審判に対する不服について主張している。

法第28条第1項において、保護者である親権者等の意に反して施設入所等の措置を採ることについて、家庭裁判所の承認の審判が条件とされているのは、施設入所等の措置が、親権者等の監護権等の制限のみならず、児童の身体の拘束等も伴う措置であることから、親権者等による監護の継続が著しく児童の福祉を害するとの要件の認定・判断に加え、児童の福祉、親権者等の権利及び双方の比較衡量の総合的な観点からの当該措置の相当性の判断を、行政機関ではなく、親権の行使及び未成年後見について監督的立場にある家庭裁判所の専権に委ね、行政機関は、家庭裁判所の判断に従って当該措置の採否を決すべきものとすることにより、児童の福祉の保護及び親権又は後見の擁護の各要請を適切かつ調和的に確保する趣旨によるものとされている。また、承認の審判に対する事実誤認・判断不当、審理不尽・手続違背等の実体上又は手続上の不服については、憲法違反の不服を含め、すべて即時抗告等の上訴審手続の中で争うべき事柄であるとされている（東京地裁平成19年（行ウ）第745号平成20年（2008年）7月11日判決参照）。

そのため、施設入所等の措置の承認の審判の確定を経て都道府県が行った処分の取消しを求める抗告訴訟において、当該審判の判断又は手続に瑕疵があることを理由として同処分の取消しを求めることはできないものとされている（東京地裁令和2年（行ウ）第448号令和3年（2021年）9月21日判決参照）。

本件においては、審査請求人の主張する当該家庭裁判所による審理及び審判に対する不服については、即時抗告等の上訴審手続の中で争うべ

きであるところ、審査請求人は即時抗告を行っておらず、〇〇年〇〇月〇〇日に本件審判は確定している。

したがって、審査請求人は、本件審判の判断又は手続に瑕疵があることを理由として本件処分の取消しを求めることはできないものというべきである。

(5) 一時保護以降における処分庁から審査請求人への説明について

審査請求人は、処分庁から特に話や連絡もなく、〇〇家庭裁判所〇〇支部の通知で事の成り行きを知り、不当としか考えられないと主張している。

この点、処分庁は、〇〇年〇〇月〇〇日及び同年〇〇月〇〇日に行った審査請求人及び兄との面接の際、一時保護の理由や本件児童をすぐには自宅に返すことができない理由について説明している。

また、〇〇年〇〇月〇〇日の面接の際、処分庁は、審査請求人に対し、同日時点において、本件児童の家庭復帰は困難と考えており、里親に委託すること又は児童養護施設に入所させることを検討している旨説明した上で、親権者である審査請求人に同意書を手交し、同意を求めている。加えて、同意を得られなかった場合、当該家庭裁判所に申立てを行う旨を説明した上で、同月〇〇日までに同意の可否について連絡するよう依頼している。

しかしながら、〇〇年〇〇月〇〇日までに、審査請求人から処分庁へ同意の可否に係る連絡がなかったため、同年〇〇月〇〇日、処分庁は、兄への電話を通じ、審査請求人が同意していないことを確認している。

処分庁は、これらの説明等を行った上で、〇〇年〇〇月〇〇日、当該家庭裁判所に対し、本件児童を里親に委託すること又は児童養護施設に入所させることの承認を申し立てている。

したがって、一時保護以降における処分庁から審査請求人への説明に不当な点はない。

### 3 結論

以上により、本件処分に違法又は不当な点は認められないから、本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

熊本県行政不服審査会 第2部会

委員 徳 永 達 哉

委員 不 動 洋 子

委員 山 口 智 幸